

平成 27 年度使用済み小型家電回収事業の取り組みについて（案）

1 経緯

区では「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行を受け、平成 26 年 4 月から、区施設 8 か所で 9 品目の使用済み小型家電の拠点回収、及び粗大中継所における粗大ごみ廃家電のピックアップ回収を開始し、試行的に区民への協力を求めてきたところである。

平成 27 年度以降の使用済み小型家電の回収事業については、今年度の回収事業の実績や区民アンケート調査の結果を踏まえ、必要な体制整備と普及啓発によって、効率的なごみの減量化や資源化に資する事業にしていく必要がある。

2 これまでの回収事業の取り組み状況

(1) 回収量実績

別紙「使用済み小型家電の月別回収量実績」を参照のこと。

(2) 普及啓発（平成 26 年 12 月末まで）

ア めぐる区報

- ・ 2 月 5 日号（第 1 面）
- ・ 4 月 25 日号（チャレンジめぐろ）

イ 町会等回覧

- ・（第 1 回）7 月 15～31 日（第 2 回）11 月 15～30 日
- ・ 11 月 25 日～12 月 7 日（住区回覧）

ウ パネル展示（総合庁舎西口ロビー）

- （第 1 回）4 月 1～11 日（第 2 回）5 月 26 日～6 月 1 日
- （第 3 回）10 月 1～10 日（第 4 回）10 月 17～24 日
- （第 5 回）11 月 26 日～12 月 12 日

エ イベント

- ・ 目黒区消費生活展 11 月 8・9 日（回収量 1.7kg）
- ・ エコまつりめぐろ 2014 12 月 7 日（回収量 39.7kg）

(3) 区民アンケート調査

回収事業の認知	排出実態調査 ¹ (%) n=525	消費生活展 ² (%) n=293	エコまつり 2014 ³ (%) n=180
知っている	38.9%	53.6%	64.4%
知らなかった	53.9%	46.4%	35.6%

1 平成 26 年 7 月 24 日～8 月 8 日に区民を対象とした「ごみと資源に関するアンケート調査」実施

2 平成 26 年 11 月 8・9 日開催

3 平成 26 年 12 月 7 日開催

3 今後の回収事業の取り組み

(1) 拠点回収場所の新設(平成27年4月から)

- ・駒場住区センター(駒場1-22-4)
- ・緑が丘コミュニティセンター本館(緑が丘2-14-23)

(2) 区民の認知度向上のための普及啓発

ア めぐる区報 平成27年2月下旬~3月上旬

イ 町会回覧

- (第1回)平成27年2月下旬~3月上旬 (第2回)平成27年7月下旬
- (第3回)10月下旬 (第4回)平成28年2月

ウ パネル展示(総合庁舎西口ロビー)

- (第1回)平成27年2月18~27日 (第2回)3月10~31日
- (第3回)平成27年4月上旬 (第4回)5月下旬~6月上旬
- (第5回)10月上旬 (第6回)10月下旬
- (第7回)11月下旬~12月上旬 (第8回)平成28年3月下旬

エ イベント

目黒区消費生活展、エコまつりめぐろ2015

4 回収ボックス購入に係る所要経費

- ・回収ボックス購入経費等(2か所分) 181,440円
「区市町村との連携による地域環境力活性化事業」(1/2補助)を活用し、残りは平成26年度清掃事務所の事業経費を充当する。

5 今後のスケジュール(予定)

平成27年2月13日 都市環境委員会報告

2月下旬~ パネル展示・町会回覧等による普及啓発

4月 1日 回収拠点10か所での事業開始

以 上

別紙

表 使用済み小型家電の月別回収量実績

回収品目	回収量 (kg/月)										9か月間 想定回収量 (kg/月)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計 (月平均)	
拠点 回収 携帯電話	13	15	13	16	12	9	12	10	13	113 (13)	111
8品目 ¹	92	148	97	180	240	120	180	180	450	1,687 (187)	122
その他 ²	86	22	55	34	28	40	29	30	37	361 (40)	
小計	191	185	165	230	280	169	221	220	500	2,161 (240)	233
粗大ごみ廃家電 (レンジ類等)	7,632	7,627	6,265	5,740	7,710	6,061	5,399	7,590	6,640	60,664 (6,740)	63,000
回収総量	7,823	7,812	6,430	5,970	7,990	6,230	5,620	7,810	7,140	62,825	63,233

- 1 携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、卓上計算機、ポータブルカーナビ、電子辞書、コード類
- 2 回収対象9品目以外の品目で電話機、リモコン、ひげそりなど
なお、各数値は小数点以下を四捨五入して表記している